

(令和4年8月17日時点)

島本町個人情報保護法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

令和5年4月以降、地方公共団体の個人情報保護制度は、改正後の個人情報の保護に関する法律が定める全国的な共通ルールに則って運用されることとなります。

改正法の施行に伴い、法に基づき「条例で規定することが義務付けられている事項」及び「条例で規定することが許容される事項」に関し、本町条例で必要事項を定めるものです。

- ・ 条例で規定することが義務付けられている事項：手数料
- ・ 条例で規定することが許容される事項：開示決定等の期限など

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長並びに財産区をいう。

【解説】

第1項で、本条例で使用する用語は、法に定める用語の定義によることを定めます。

- ・ 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）または個人識別符号（当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定められた文字、番号、記号その他の符号）が含まれるものをいいます。（法第2条第1項）
- ・ 「保有個人情報」とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等が保有し、行政文書等に記録されているものをいいます。（法第60条第1項）

- ・法では、個人情報に「生存する個人に関する情報」と規定しているため、死者に関する情報を条例で個人情報に含めることは許容されません。ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となります。

第2項で、本条例における実施機関を定めます。

- ・議会について、法では、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され、責務等に関する一部の規定を除き、適用を受けません。（法第2条第11項第2号）
- ・財産区等の特別地方公共団体についても、法の適用対象となっています。

（手数料等）

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

【解説】

法では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例の定めるところにより、実費の範囲内で、手数料を納めなければならないとされています。（法第89条第2項）

また、手数料の額を定めるにあたっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされています。（同第3項）

これを踏まえ、本町では現行の取扱いと同様、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付及び送付に要する費用は請求者の負担とするものです。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【解説】

法では、開示決定等の期限について「開示請求があった日から30日以内」と規定されており、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができるかとされています。（法第83条）

一方で、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節（第76条～第108条）の規定に反しない限り、条例で必要な事項を定めることができるとされており（法第108条）、開示決定等の期限について、30日以内の任意の期間とすることは許容されます。

期間計算の方法については、民法140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日にあたる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を条例で規定することは許容されません。

以上から、本町では現行の取扱い及び開示請求者の利益等の観点を踏まえ、開示決定等の期限を法よりも短い「開示請求があった日から15日以内」とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは15日以内に限り延長することができることとするものです。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

【解説】

法では、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内に全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りるとしています。（法第84条）

前条において、開示決定等の期限を法よりも短く設定することに伴い、法における開示決定等の期限の特例規定の基準となる期日について、「開示請求があった日から30日以内」とするものです。

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【解説】

法では、訂正等及び利用停止決定等の期限について、それぞれ「請求があった日から30日以内」と規定されており、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長できるとされています。(法第94条・第102条)

訂正及び利用停止の手続に関する事項についても、開示の手続と同様、法第5章第4節(第76条～第108条)の規定に反しない限り、条例で必要な事項を定めることができるとされており(法第108条)、決定等の期限について、30日以内の任意の期間とすることは許容されます。期間計算の方法についても前述のとおりです。

以上から、本町では現行の取扱い及び訂正等請求者の利益等の観点等を踏まえ、決定等の期限を法よりも短い「請求があった日から15日以内」とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは15日以内に限り延長することができることとするものです。